

事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月
【主管課・室】 自然環境局総務課
動物愛護管理室
【評価責任者】 動物愛護管理室長 東海林 克彦

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理
施策の概要	動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策を実施する。
費用額	60,393千円 (14年度予算)

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。
達成状況	都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事実施等、動物愛護の普及啓発を推進するとともに、動物販売業者から飼い主等への説明が適切に行われるためのマニュアルを作成した。またモデル事業等により、都道府県等の協議会・推進員等の体制作りの支援等を行った。

下位目標1	動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。
達成状況	各種普及啓発資料等を作成し、都道府県等を通じて広く配布するとともに、動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施した。中央行事では新たに動物愛護シンポジウムを実施した。

下位目標2	都道府県等と連携して、動物愛護を推進するためのモデル協議会を設置する。また動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるほか、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組みへの支援を行い、動物の適正飼養を推進する。
達成状況	モデル協議会活動推進事業を2県(兵庫県・福岡県)に委託するとともに、検討会を設置し、モデル事業の実施結果を踏まえ、動物愛護推進員及び協議会の立ち上げ並びに活動の指標となるガイドラインを策定した。

	<p>都道府県等の動物愛護担当職員の知識及び技能の向上を図るため、都道府県等の担当職員を対象に、適正飼養講習会を実施した。</p> <p>(H14年度は北海道・秋田県・長野県・沖縄県で実施)</p> <p>動物流通販売実態調査を実施したほか、販売業者の説明責任を強化するため、動物販売業者用説明マニュアル(哺乳類)を作成した。</p>
--	---

下位目標3	<p>動物の飼養のあり方について、移入種問題への対策として生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのある動物の飼養のあり方等について制度を検討する。</p>
達成状況	<p>法に基づく動物の飼養保管基準のうち、家庭動物等の飼養保管基準を策定し、その中で野生由来のペット動物の飼養について慎重な対応を求めるとともに、不適正な飼養により、自然環境保全上の問題が生じないように定めている。</p> <p>また、移入種問題については、現在、中央環境審議会野生生物部会の移入種対策小委員会において検討中であり、その結果を踏まえて、動物愛護管理に関する検討を行う予定である。</p>

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養管理によるトラブルが顕在化しており、人と動物とが共生する社会の実現に向けて、動物の愛護と適正な飼養保管の推進が求められる。動物の愛護と適正な飼養保管の推進に当たっては、国や都道府県等のほか、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間との連携及び地域住民の理解を得て、相互に協力していくことが必要である。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>動物の愛護と適正な飼養を推進する上で、官民の連携が重要であり、特に飼い主責任を支援するに当たっては動物愛護推進員・協議会制度のような地域ネットワークシステムを作ることが効率的である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>普及啓発やモデル事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養の推進が図られたが、人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要である。</p> <p>下位目標毎の評価 (下位目標1)</p>
----	---

新たに家庭動物等の飼養保管基準のあらまし等の普及啓発資料を作成配布するとともに、動物愛護週間行事を全国46都道府県、37市で実施する等、全国的な動物愛護管理の普及啓発が図られた。

(下位目標2)

・モデル事業実施県における動物愛護推進員や協議会活動の具体的な進展が、全国的な推進員・協議会活動の足がかりになるとともに、モデル事業で策定したガイドラインを周知徹底することにより、今後全国的な動物愛護推進員及び協議会の進展が可能となる。

・都道府県等動物愛護担当職員の適正飼養に関する知識及び技能の向上が高まっており、近年、多くの都道府県等で適正飼養講習会等が実施されることにより、引き取り処分される犬ねこの数は減少傾向にある。

	H3年度	H8年度	H13年度
犬引取数(頭)	348,181	213,803	117,399
猫引取数(頭)	343,642	307,400	273,068
計	691,813	521,203	390,467

・販売業者説明用マニュアルを都道府県等を通じて周知徹底することにより、動物販売業者から購入者に対して、動物の飼養保管方法について適切な説明が可能となる。

(下位目標3)

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底することにより、動物の愛護と適正な飼養の推進が可能である。

今後の課題

都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の作成配布や動物愛護週間行事の効果的な実施等を行う必要がある。

都道府県等の職員の知識・技能の向上を図るため、引き続き講習会等を実施する。また各都道府県の動物愛護推進員及び協議会の立ち上げや活動を促していくため、ガイドラインの周知徹底等を行うとともに、動物愛護センター等の活動拠点整備の支援を行う。動物販売業者から購入者に対して適正な飼養保管方法が説明されるよう、販売マニュアル(哺乳類)の周知徹底を図るとともに、新たな販売マニュアル(鳥類・爬虫類)を作成する必要がある。

動物の愛護と適正飼養のあり方について、基準や制度の見直しについて検討するとともに、生物多様性に悪影響を与えるおそれのある動物の飼養のあり方等について検討を行う必要がある。

政策への反映の方向性

事業の改善・見直し	<u>理由の説明</u> (新規、 <u>拡充</u> 、縮小、廃止等) 動物愛護管理に関する社会状況の変化等に対応した動物愛護週間行事の拡充を図る必要がある。 平成 13 から 14 年度までの 2 年間のモデル事業で動物愛護推進員及び協議会の設置のためのガイドラインを策定した。平成 15 年度以降は、このガイドラインを踏まえて、協議会及び動物愛護推進員を活用し、動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発など活動内容を示したガイドラインを作成する必要がある。
現行のまま継続	<u>理由の説明</u>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等 (14年度予算)
動物愛護管理の普及啓発(下位目標1)	都道府県等との連携により、啓発資料の作成配付や動物愛護週間行事を実施した。	動物愛護週間 (14百万円)
都道府県による動物愛護管理の取組への支援(下位目標2)	・動物愛護推進員・協議会の立ち上げ、活動を実施するとともに、その結果を踏まえ、ガイドラインを策定するモデル事業を実施した。 ・動物の流通経路や流通販売業者の実態等に関する調査を行い、その適切な把握を図るとともに、動物取扱業者規制等の見直しに向けた対応方策等の検討のための情報収集等を行った。	動物愛護の推進のためのモデル協議会活動推進事業費 (13百万円) ペット動物流通販売実態調査費 (5百万円)
動物愛護管理に関する基準・指針等の策定(下位目標3)	社会状況の変化等に対応した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を策定した。	調査連絡事務費 (16百万円)